

保証料率区分を判定するモデルの変更について

信用保証料率の区分を判定するリスク評価モデルが変わります。

信用保証料率は、中小企業者の直近の決算書等による経営状況等を踏まえた9区分の料率体系^(※1)となっています。

9区分のうちどの区分に該当するかについての判定には、一般社団法人CRD協会の提供するリスク評価モデル^(※2)が用いられていますが、保証申込時に提出いただく直近の決算書の決算期が**令和8年4月期以降、新たなモデルを用いて料率区分の判定を行うこととなりました。**



新しいモデルは、一般社団法人CRD協会の行っているモデルの定期検証において**従来のモデルに比べて精度が高い**^(※3)とされており、お客様の経営状況をより適切に信用保証料率に反映することが期待されます。

精度の高いモデルにより区分を判定することで、同じ決算書であっても従来のモデルとは料率の区分が変更となる可能性があります。

なお、新たなモデルへの移行は、信用保証協会の保証の保険を引き受けている株式会社日本政策金融公庫の中小企業信用保険における信用保険料率の判定に用いるモデルの変更に伴うもので、全国の信用保証協会ですべての取り扱いです。

※1 セーフティネット保証など、一部の保証制度では一律の保証料率が適用されます。また、9区分の料率体系における具体的な保証料率は保証制度によっても異なります。詳しくはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。

※2 一般社団法人CRD協会の会員である信用保証協会や金融機関から提供された財務データをもとに、企業の経営状態を統計的手法により分析し、デフォルトの可能性を「評点」または「デフォルト確率」(PD/Probability of Default)として算出するモデル(「CRDモデル」)です。算出に関する一連の仕組み及び個別企業の算出結果は機密事項に該当するため開示されておりません。

※3 よりリスクが高いと評価された区分から実際により多くのデフォルトが発生する序列性の精度。